

3—10 その他

3—10—1 インターネットによる銃器の売買と本人確認の方法

インターネットを通じて銃器を購入する者は18歳以上でなければならない、狩猟免許や銃器使用許可証など、一般の銃砲店で銃を購入する際必要な書類全てを所轄官庁に提出することが求められる¹⁸⁷。

インターネットによる銃器販売ウェブサイト



出所：TRIEBEL.SHOP <http://www.triebel.de/>

¹⁸⁷ ノルトラインウェストファーレン州内務省ヒアリング

3-10-2 スポーツ振興のための特例措置

スポーツ射撃における銃器・実包類の取得及び所持については、武器法にその定めがある¹⁸⁸。

スポーツ射撃の目的のための銃器・実包の取得及び所持のための許可は、申請者が満 21 歳を過ぎている場合に限り付与される。ただし、実包の銃口エネルギーが最大で 200 ジュール (J) の場合、5.6mm 口径 (.22. l. r.) までの銃器、口径が .12 以下の滑腔の単装銃 - 長銃の取得及び所持については、これらの銃器を使用するスポーツ射撃が、射撃スポーツ連盟公認のスポーツ規則で許可されている場合、適用されない。

射撃スポーツクラブの会員が、銃器および実包の取得・所持の必要性を認められるのは、公認の射撃スポーツ連盟に所属している場合である。射撃スポーツ連盟あるいは、これに付属する連盟の証明書では、以下のことが事実であることを示さなければならない

- 会員が最低 12 か月間、クラブにおいて射撃者として定期的にスポーツ射撃を行っていること。
- 1 年間は、スポーツ射撃クラブに所属していること（最初の 3 年は、1 年間に 18 回は射撃を行わなければならない）¹⁸⁹。
- スポーツ射撃種目で使用する銃器のみが許可される。通常、6 か月以内に 2 丁以上銃器を取得してはならない。

スポーツ射撃者が、3 丁以上のセミオートマチック長銃及び 2 丁以上のカートリッジ式実包用連発式短銃と、このために必要な実包を取得・所持するためには、申請者の所属する射撃スポーツ連盟の証明書の提示が必要である。

登録会員であるスポーツ射撃者は、滑腔及び腔せん（溝を彫った）がある銃身の単装銃、腔せんがある連発長銃、カートリッジ式実包用単発短銃及び信管点火式連発式短銃と長銃を取得できる無期限の許可証が付与される。取得者は、この無期限の許可に基づき、取得した銃器の武器所持の登録申請を、2 週間以内に行わなければならない。

スポーツクラブに対しては、行政からの立ち入り検査が行われる¹⁹⁰。

¹⁸⁸ 武器法 (WaffG) 第 14・15 条

¹⁸⁹ デュッセルドルフ保険局ヒアリング

¹⁹⁰ 同上

3-10-3 その他特記事項

(1) 危険に晒されている者の銃器・実包の取得及び所持¹⁹¹

職業として、現実的に危険に晒されている者、過去に危険に晒された事実があるものに対しては、銃器・実包の取得・所持・携行・射撃が認められている。危険に晒されている者の銃器及び実包の取得及び所持の必要性は、以下の事実が確認された人物の場合に認められる。

- 一般の人よりもはるかに、人体への攻撃を受ける可能性があり、あるいは生命の危険に晒されていること
- このような危険軽減のために、銃器及び実包の取得が適切かつ必要であること
- 住居、職場あるいは安全な場所以外の所でも危険な状況にあると判断された場合

ゾーリンゲンでは、1万5千人に銃器所持証が発行されているが、特殊な目的で使用される銃器の公共の場での持ち運び許可証（銃器証）については、13枚が発行されているのみである。具体例としては、テロの事案を取り扱っている検事、裁判官、あるいは、銃器販売者で、過去に盗難の危険性があった場合などである。抽象的な状況説明のみでは許可を付与する要件を十分に満たしているとは認められない。70～80年代には、麻酔などの薬物を所持し、また運搬する医師が襲われる可能性があったことから、医師にも銃器の所持許可証与えられていた。

護身用のけん銃は、3丁まで所持が可能である。

(2) 狩猟者による銃器の取得及び所持¹⁹²

狩猟を目的として銃器を使用するためには、狩猟免許を取得しなければならない。狩猟者が銃器を所持し、使用する場合の規定については以下のとおりである。

- ① 有効な狩猟免許の所持者である者は、以下の場合に限り銃器・実包類を取得及び所持することが認められる。
 - 銃器・実包を狩猟のために、あるいは、狩猟のための射撃訓練のために、必要であると認められた場合
 - 購入しようとしている銃器・実包類が、狩猟用銃器及び実包として、連邦狩猟法により認められているものであること。
- ② 狩猟者は、長銃のための実包の購入及び所持に当たって許可は必要ない。
- ③ 青年狩猟免許の所持者には、銃器・実包の取得及び所持の許可は付与されない。銃器・実包は、狩猟を行う間、あるいは狩猟射撃競技を含む狩猟用射撃の訓練の間に限って、許可なしに所持し、射撃を行うことができる。この行為に関連して、使用できない状態の猟銃を許可なしに所持することは認められている。

¹⁹¹ 武器法(WaffG)第19条

¹⁹² 武器法(WaffG)第13条

- ④ 満 14 歳に達し、狩猟者養成を受けている者は、保護者及びインストラクターが、それぞれ資格証明書に同意の署名をした場合に、使用できない状態の猟銃を、訓練において、インストラクターの監督のもと、所持できる。

(3) 習俗による射撃のための銃器・実包の取得及び所持、習俗保存のための銃器の所持及び射撃¹⁹³

ドイツでは、ある地域住民（民族）が、過去において銃器を使用して戦ったことを、現在の行事として再現し、それを文化的遺産として保存している場合がある。当該行事を行う特定団体による銃器・実包の取得及び所持、射撃について認められるのは、以下の場合である。

- 習俗を保存している団体が、その習俗を保存するためには銃器の使用が必要であると認められた場合において、単装長銃及び 3 連発までの長銃、並びにこれに使用する実包の取得及び所持が認められている。
- 習俗を保存している団体が、その習俗を保存するために行う催事において銃器を使用する習慣となっていると認められた場合において、当該団体の責任者に対して、射撃の許可が付与される（5 年間の期限付き）。

(4) 武器あるいは実包コレクターによる銃器あるいは実包の取得及び所持¹⁹⁴

ドイツでは、文化的・歴史的に保存の必要性が認められる銃器の収集のため、銃器・実包の取得及び所持が認められている。その場合の銃器所持の必要性・要領・期間などについては、以下のとおりである。

- 狩猟やスポーツ射撃などの目的以外でも、文化的・歴史的・学術的・技術的にコレクション性が認められる場合には、銃器あるいは実包の取得及び所持が認められる。
- コレクションとしての銃器あるいは実包類の取得許可には、通常期限はないが、一定期間ごとに、所持している銃器の一覧表を提出するという条件付で、許可が付与されることが一般的である。
- 銃器あるいは実包の取得及び所持に関する許可は、被相続人の既存のコレクションを継承する相続人、遺産受取人（遺産相続により取得した者）にも付与される。

¹⁹³武器法(WaffG)第 16 条

¹⁹⁴武器法(WaffG)第 17 条

銃器コレクター用の銃器証(Waffenbesitzkarte)

[illegible]

出所：デュッセルドルフ警察

(5) 武器あるいは実包類専門家による銃器又は実包の取得及び所持¹⁹⁵

武器あるいは実包類専門家による研究・開発目的の銃器などの取得及び所持が認められる場合の必要性・要領・期間などは以下のとおりである。

- 研究・開発、試作、鑑定、調査などの目的が認められる場合にも、銃器又は実包の取得及び所持が認められる（武器・実包専門家）。
- 銃器又は実包類の取得許可には、通常期限はないが、一定期間ごとに、所持している銃器の一覧表を提出するという条件付で、許可が付与されることが一般的である。

¹⁹⁵武器法(WaffG)第18条

(6) 保険について

護身用に銃器を所持する場合は、銃器を使用できる状態で持ち運んでおり、事故が発生するリスクが高いため、銃器証の申請時に保険の加入が義務付けられている。

スポーツ射撃のための申請においては、銃器所持証を取得する際に保険に加入することが義務付けられているため、保険加入は義務付けられていない。

(7) 狩猟者協会等関連団体

ドイツでは、1万人以上の会員からなるスポーツ射撃競技連盟が多数存在し、ドイツの軍・警察の組織からなる BDMP (Bund der Militär-und Polizeischützen)、オリンピック関連の組織となっているドイツ射撃者組合 BDS (Bund Deutscher Sportschützen)、クレー射撃協会 DDS、ドイツ狩猟者連盟 DJV (Deutscher Jagschutz-Verband) などがある。このような銃器関連支援団体は、銃器規制に関わる法律が、銃器所持を制限する方向に改正されようとする場合、ある種の圧力団体として機能する。

例として、2002 年武器法が制定される際、全ての申請者に専門医による精神鑑定診断書の提出を義務付けるべきかが議論された。しかし、狩猟者協会等、銃関連団体の反対により全員に提出を義務付けるには至らなかった。狩猟者連盟は政治的に強い影響力を有しており、2002 年の改訂の際にも、その発言力が発揮された。結果的に、専門医による診断書が必要とされたのは 25 歳未満の青年がスポーツ射撃と職業用の銃を所持する場合に限定された¹⁹⁶。



軍と警察からなる射撃者組合ロゴ



オリンピック関連射撃者組合ロゴ

¹⁹⁶ ノルトラインウェストファーレン州内務省ヒアリング